動き方や休み方の見直しに 取り組む企業の皆さま!

「働き方改革」の取組支援に



コンサルティング費用、 出張費等全て無料です!

でアドバイス!

「働き方・休み方改善コンサルタント」を 活用してみませんか?

働き方・休み方 改善コンサルタント とは?

「働き方改革」の取組を支援する経験豊富な専門家です!

- ●社会保険労務士の資格を持つ者等、労働関係法令・制度 に専門的な知識を持つ人物の中から、都道府県労働局長 が任用した非常勤の国家公務員です。
- ●「働き方・休み方改善コンサルタント」の ご利用は全て無料です。

また、御相談の秘密は固くお守りします。

●労働基準法への対応を含めた労働時間制度 等に関する電話・窓口相談、訪問コンサル ティング等、幅広く対応いたします!



※「働き方・休み方改善コンサルタント」の相談やコンサルティングは、各事業場における自主的な労務管理の改善をサポートするものであるため、労働基準監督署が行う立入調査とは異なりますので、お気軽にご活用ください。

支援内容

例えば、こんなお悩みはありませんか??

- ●従業員の健康のため、長時間労働を改善したい。
- ●フレックスタイム制や裁量労働制を導入したい。
- ●仕事の無駄をなくし、労働時間、休日、休暇制度を見直 したい。
- ●年次有給休暇をはじめ、休暇制度を充実したい。
- ●多様な正社員制度、無期転換ルールを検 討したい。
- 労働時間や休暇制度に関する説明会の講師をしてほしい。



申込方法問合わせ先

【申込方法】

コンサルティングをご希望の方は、茨城労働局申込フォームもしくは、裏面の利用申込書に必要事項をご記入の上、郵送にて送付してください。 後ほど茨城労働局 雇用環境・均等室より担当者様へご連絡いたします。

【問合わせ先】

茨城労働局 雇用環境・均等室 指導部門 働き方・休み方改善コンサルタント 〒310-8511 茨城県水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎6階

電話:029-277-8295

URL: https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/



働き方・休み方改善コンサルタント利用申込書

令和 年 月 日

茨城労働局 雇用環境・均等室 指導部門 あて

働き方・休み方改善コンサルタントを利用したいので申し込みます。

事業場名							
所在地							
電話番号			メールアドレス				
ご担当者	(職名)						
事業内容	労働者数						人
ご相談内容	□労働時間関係 □休暇・年次有給休暇 □無期転換ルール □賃金・退職金制度 □多様な正社員制度 □女性の活躍促進等 □その他 ()						
相談方法	□個別訪問を希望 □オンラインを希望 □茨城労働局窓口での相談を希望						
個別相談 希望日時	第一希望	令和	年	月	日()	時頃
	第二希望	令和	年	月	日()	時頃
	第三希望	令和	年	月	日()	時頃

コンサルタントの利用を希望される方は、茨城労働局HPの申込フォームないしは本利用申込書を郵送にて送付してください。当局担当者より、日程調整等のお電話を差し上げます。

<個人情報の取扱いについて>

本紙に記載いただいた個人情報については、働き方・休み方改善コンサルタントの利用申込の把握のみに使用し、当該事業場の許可なく第三者へ提供することはありません。

〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎6階 茨城労働局 雇用環境・均等室 指導部門 ☎029-277-8295